

知的財産(権)とは…

発明や創作による知的創造物が「知的財産」。それを保護する権利が「知的財産権」。この権利は「産業財産権」と文学や芸術などを保護する「著作権」からなり、産業財産権には「特許権」「実用新案権」「意匠権」「商標権」の4つの権利がある。これらは特許庁に出願し登録されることによって、初めて独占的に使用できる権利となる。

あなたのアイデアを
盗用・模倣から守ることができます！

平成29年度 独立行政法人工業所有権情報・研修館事業

北海道知財総合支援窓口

☎011-747-8256

札幌市北区北7条西4丁目1-2 KDX札幌ビル 北海道発明協会内

[Eメール] chizai@jihi-h.jp [利用時間] 9:00~12:00、13:00~17:00

[休日] 土・日曜、祝日、12月29日~1月3日

チザイ 知財で知る 北海道のチカラ

-vol.13-

東川町農業協同組合

地域団体商標登録で東川ブランドの商品力をアップ

地域団体商標とは、通常の商標としては登録できない地域の名称と商品またはサービスの名称等からなる文字商標のこと。必要要件を満たして地域ブランドを登録すれば、他人の勝手な使用を防止できる。また、企業や地域の努力により商品ブランド力が上がれば、商標は「信頼できる証」としてより効力を発揮する。私たち一般消費者が商品やサービスを選ぶ時、この「商標」を一つの目印にしているというわけだ。

東川町は大雪山の麓にあり、雪解け水が美味しい地下水として各家庭に届いている。「旭岳の水を真っ先に使うことのでき

る東川のお米は、間違いなく美味しい。その証明として地域団体商標を取得しました」と話すのは、JAひがしかわの営農課長・高橋賢さんだ。平成24(2012)年に「東川米」、翌年に「大雪旭岳源水」で登録を果たし、2点のコラボ商品「炊くだけ御膳」の販売を開始。この商品一つで、東川産のご飯本来の味が楽しめるセットだ。

北海道知財総合支援窓口からは、必要な情報提供を受けており、現在は輸出事業に伴う知財保護の手続き中だという。

「東川ブランド商品を輸出するにあたり、類似品を避ける目的です。中卸業者にも迷惑がかかりますから、先手を打つことが重要ですね」と高橋さん。

東川町の農家は、化学合成農薬の使用低減や、JAひがしかわが推進する厳しい独自GAP(農業生産管理工程)にも積極的に取り組んでおり、今後は環境に配慮した新たな基準を設ける予定だという。

「価格に反映させることだけが目的ではなく、東川の農産物の安全性と美味しさを消費者に伝え、選んでもらうことを付加価値として考えています。地域団体商標もその一つのツールとして活用しています」。

東川産のものだから食べたい——消費者の素直な要望が、生産者のモチベーションアップに繋がる時代。そこに知財の存在が後押しとなっている。



▶人気の上「炊くだけ御膳」大小、(右)「純米東川米」1800ml、720ml。(左)「大雪旭岳源水」写真甲子園ラベルは無料配布。



▲営農課長の高橋さん。東川ブランド力アップのために数々の施策に取り組んでいる。

取材協力

東川町農業協同組合

東川町西町1丁目5-1

TEL.0166-82-2124(営農課)